

# 「長沼町グリーン・ツーリズム推進特区」 プロジェクトチーム検討結果報告書

平成19年3月16日  
長沼町グリーン・ツーリズム  
推進プロジェクトチーム

## 1 はじめに

- (1) 道においては、「食」と「観光」のブランド化を重要施策と位置付け、アグリビジネスの振興やグリーン・ツーリズムの促進を図るための環境づくりに取り組んでいる。
- (2) 一方、国においても、グリーン・ツーリズム等による都市と農村の共生・対流は農村振興のための重要な施策と位置付け、その推進を図るため、各都道府県に対して農林漁業体験民宿に係る施設基準等の許可要件の弾力的な運用などを求めている。
- (3) このような状況の中、長沼町から「北海道チャレンジパートナー特区」として、農業体験民宿における飲食店の営業許可に係る施設基準のあり方等の検討を求める申請があったことから、庁内関係課及び長沼町から構成されるプロジェクトチームにより検討した。

### 【長沼町グリーン・ツーリズム推進プロジェクトチームの構成】

北海道	知事政策部参事	長沼町	産業振興課
	保健福祉部総務課 食品衛生課		総務政策課
	経済部総務課 観光のくにづくり推進局		
	農政部農政課 食品政策課		
	企画振興部参事(地域政策)		

## 2 長沼町の要望等

### (1) 長沼町のグリーン・ツーリズムの取り組み

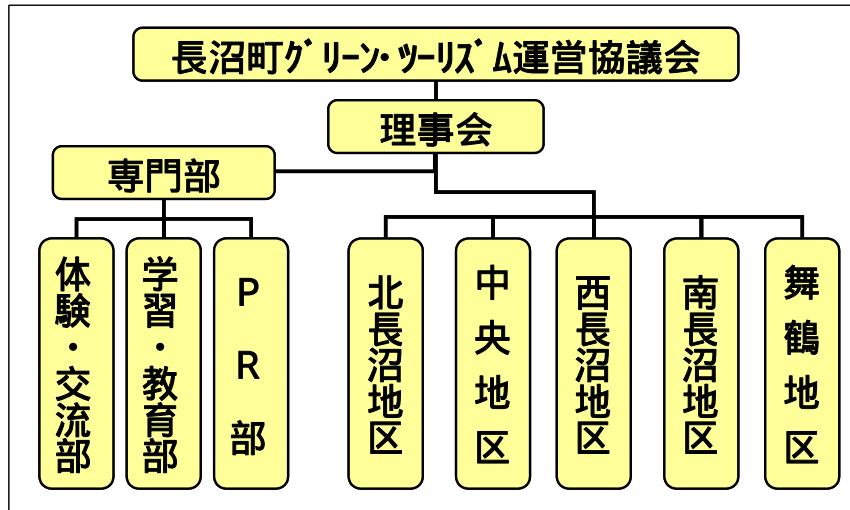
#### 経緯

- ・平成15年5月、長沼町とJAの職員により構成する「長沼町グリーン・ツーリズム研究会」を発足させ、グリーン・ツーリズム事業について検討を開始した。
- ・このような検討等を通じて、農家の生き残りのためには、消費者との顔がみえる関係づくりが必要と考えていたところ、札幌市内の中学校から農業体験の受入れについて相談があった。
- ・受入れに際してこの中学校で農業のことを説明したところ、生徒や親はもとより先生も農業のことを知らないことが判明し、これではいけないと考え、農業体験の受入れ等に積極的に取り組むこととした。

#### 主な取り組み経過

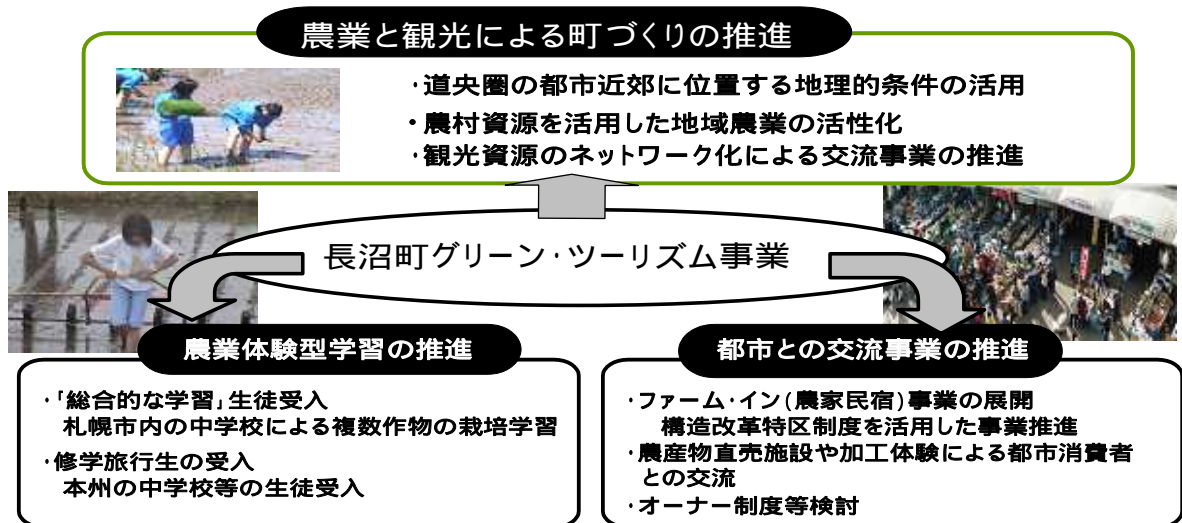
時 期	内 容
平成16年 3月24日	国から構造改革特区「長沼町グリーン・ツーリズム特区」の認定を得て、消防法の規制緩和に関する規制の特例措置を受ける。
平成16年 8月6日	長沼町やJAなど町内9団体により構成され、グリーン・ツーリズム事業に携わる農家をサポートする「長沼町グリーン・ツーリズム推進協議会」を設立する。
平成17年 2月18日	グリーン・ツーリズム事業を実践する農家により構成され、料金やメニューなど事業内容を決定する「長沼町グリーン・ツーリズム運営協議会」を設立する。
平成17年 5月10日	58戸の農業者が、北海道岩見沢保健所から旅館業法（簡易宿所営業）の許可を受ける。
平成17年 7月19日	国から構造改革特区「長沼町グリーン・ツーリズム特区」の変更認定を得て、濁酒製造に関する規制の特例措置を受ける。
平成18年 3月31日	北海道からチャレンジパートナー特区「長沼町グリーン・ツーリズム推進特区」の認定を得て、食品衛生法施行条例における飲食店営業の施設基準のあり方等の検討及び濁酒製造に関する技術指導といった特例措置を受ける。

推進体制（主なもの）



平成19年3月1日現在、会員153戸（うち、旅館業法の許可取得者104戸）

事業コンセプト



主な実績等

年度	農業体験（総合学習）	農業体験民宿（修学旅行）	摘要
16	1 中学校 188名	実施せず	農業体験（総合学習）は、札幌市内の中学校  農業体験民宿（修学旅行）は、17年度からスタート（浜松市の中学校が最初の受入れ） 18年度は、首都圏や近畿圏の中学・高校に拡がる
17	4 中学校 648名	1 中学校 154名	
18	5 中学校 932名	4 中学校及び6 高校 958名	
19	4 中学校 711名 （現時点の予約数）	6 中学校及び12 高校 3,005名 （現時点の予約数）	

## (2) 長沼町の要望

### 農業体験民宿における自家製味噌、漬物等の提供について

- ・町内の農家では、自ら生産した農産物を使って、自家製の味噌や漬物を作っているほか、体験メニューとして蕎麦打ちに取り組んでいる。
- ・今後、本来の農家の味を提供する意味でも、自家製の食品を提供できるようにしていただきたい。

### 農業体験民宿における飲食店営業の許可について

- ・修学旅行生が宿泊する場合は、教育的な意味からも共同調理が望ましいと考えている。

#### 共同調理とは

農家の人とお客様が、一緒に（共同して）食事をつくること。

共同調理の場合、北海道は飲食店の営業許可は不要と扱っている。

- ・今後、「どぶろく」を契機として一般のお客様も集客したいと考えているが、一般のお客様が宿泊する場合、選択肢を拡げる意味で、共同調理によらない方式での食事の提供もしたいと考えている。
- ・飲食店の営業許可について、家庭用台所とは別に営業用台所の設置が求められるなど、一定の設備投資が必要となり零細な農家には負担が大きい。
- ・このため、農業体験を目的とした小規模な宿泊施設である農業体験民宿における飲食店営業の施設基準のあり方等について、検討願いたい。

#### 【 要 望 項 目 】

家庭用台所と営業施設との兼用容認

洗浄設備と手洗い器の兼用容認

二槽シンクの設置の免除

天井・内壁・腰張り・床の構造材質基準の緩和

### 3 検討の経緯

時 期	内 容	摘 要
18年 6月	第1回 プロジェクトチーム	プロジェクトチームの進め方 濁酒製造に関する指導等 食品衛生法施行条例における飲食店営業の施設 基準
11月	第2回 プロジェクトチーム	長沼町におけるグリーン・ツーリズムの現状等 保健福祉部からの質問に対する長沼町の回答 事業者から報告・発言を求めるとともに、農業 体験民宿の農家を訪問
12月	アンケート調査	長沼町グリーン・ツーリズム運営協議会の役員に 対する調査 (一般客の受入意向や食事の提供方法など)
19年 3月	第3回 プロジェクトチーム	プロジェクトチームの検討結果 具体的な対応方向

上記の他、適宜、関係課による打合せ等を実施

#### (参考) アンケート結果の概要

一般客(修学旅行生以外) の受入れ	積極的に受入れたい	36%
	希望が多ければ考える	46%
	受入れたくない	18%
その際の食事の提供方法	農家民宿で調理し提供	27%
	要望に応じて考える	46%
	共同調理	27%
台所の改築等	改築等はしたくない	73%
	必要があれば改築等する	27%

調査対象者：長沼町グリーン・ツーリズム運営協議会の役員 11名

## 4 検討結果

### (1) 基本的な考え方

農業体験民宿を核としたグリーン・ツーリズムのより一層の普及・促進を図るため、道として、農業体験民宿における飲食店営業の施設基準の弾力的な運用を図るなど、必要な措置を講じることが適当である。

### (2) 対応方向

#### 【グリーンツーリズムの普及等への支援】

各種支援制度を活用し地域の主体的な取組みを促進するとともに、道のホームページを活用し情報発信に努めるなど、今後とも、グリーン・ツーリズムのより一層の普及等に努める。

#### 【農業体験民宿における自家製味噌、漬物等の提供】

##### 対応

味噌、豆腐、漬物等、通常家庭で使用される自家製の食品であって、衛生上支障がないものについては、飲食店営業許可の有無に関わらず、農業体験民宿における調理の原材料としての使用、あるいはそのまま喫食に供することは差し支えない。

ただし、自家製食品を使用又は提供する場合、農業体験民宿は、次の事項に留意し、衛生管理を実施すること。

( 乳・乳製品、食肉製品等高度な衛生管理が必要な食品を除く )

- ・調理に使用する設備・器具等は衛生的に保つこと。
- ・調理工程において、異物が混入しないよう措置をとること。また、必要に応じて、冷蔵等適正に保管すること。
- ・腐敗、変敗など食品に異常を認めた場合は、提供しないこと。
- ・食品の盛り付け時には、衛生的な手袋を着用するなどして、食品の二次汚染防止に留意すること。
- ・その他、保健所の指示・指導に従うこと。

##### 具体的な方法

全道的に対応することとし、保健福祉部において別途整理する。

#### 【農業体験民宿における飲食店営業の許可】

##### 対応

農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(以下「農村休暇法」という)第5条に規定する市町村計画を作成するとともに農業体験民宿の指導・監督体制等を整備した市町村について、農業体験民宿に対する特例措置を設ける。

##### 具体的な方法

「北海道チャレンジパートナー特区」の特例措置と位置付け、計画認定を受けた市町村においてのみ対応することとし、企画振興部が支庁を通じて市町村に通知する。

なお、特例措置の内容については5に記載しているとおり。

## 5 特例措置の内容

### (1) 特例措置の適用を受ける条件

市町村に関する条件（次の全てを満たしていること）

農村休暇法第5条に規定する市町村計画を作成しているとともに、当該計画に農業体験民宿を位置付けていること

特例措置の適用を受ける農業体験民宿の指導・監督体制等を整備していること

#### 【指導・監督体制等の内容】

- ・ 特例措置の適用を受けた農業体験民宿の名簿を作成すること
- ・ 当該農業体験民宿等を対象とした食品衛生講習会を開催すること(年1回以上)
- ・ 当該農業体験民宿の経営者に対して、衛生管理等に係る記録の提出を求め、その内容を確認し保存すること(年1回以上)
- ・ 当該農業体験民宿の経営者に対して、事業の実施状況等の報告を求めること(適宜)
- ・ 必要に応じて、道と連携して、当該農業体験民宿の指導・監督等を行うこと

農業体験民宿に関する条件（次の全てを満たしていること）

#### 【事業主体の条件】

農業体験民宿の経営者が農業を営んでいること

宿泊者に農業体験を提供すること

万一の事故等に備えて十分な保険に加入していること

旅館業法第2条第4項に規定する簡易宿所であって、同法第3条第1項による旅館業の許可を受けていること

#### 【食品衛生上の条件】

農業体験民宿の経営者が、当該施設において、食品衛生法第52条第1項による飲食店営業を行う場合であること

食事の提供は、宿泊者に限定するとともに、概ね1回5食程度であること

食事の調理等は、経営者及びその同居家族のみで行うこと

市町村等が開催する食品衛生講習会を受講すること

衛生管理等に係る記録（原材料、提供品目、提供数、保存温度等）を作成し、保存すること

食品衛生法や食品衛生法施行条例など関係法令等を遵守するとともに、道や市町村の指導等にしがうこと

( 2 ) 現行基準及び特例措置の内容

項 目	現 行 基 準	特 例 措 置
家庭用台所 と営業施設 との兼用	施設は、作業場とそれ以外の場所を壁その他衛生上支障のない方法によって区画すること 施設に客席を設ける場合は、調理場は、客席と適当な間仕切り等で区画されていること	営業施設を家庭用台所として兼用することを認める 調理場と客席の間仕切りを不要とする  (理由) 宿泊客が少人数に限られる場合 家庭用と営業用の使用に時間的な差を生じさせることができ、 衛生措置を取ることが可能
二槽シンクの設置	製造、加工又は調理を行う作業場の適当な場所に、食品、機械器具及び容器を洗浄する設備並びに給湯設備を設けること 作業場には、食品及び添加物の取扱量に応じた数及び大きさの作業に必要な機械器具、容器その他の設備を設けること	提供数、食事の種類により一槽でも対応可能とする  (理由) 宿泊客が少人数に限られる場合は、二槽のシンクは要しない
洗浄設備と手洗い器の兼用	作業場には、従業員が使用しやすい場所に、専用の流水受槽式手洗い設備を設けること	特例措置なし(従前どおりの取扱いとする)  (理由) 食品の安全確保を図る上での基本的要件であるため
天井・内壁・腰張り・床の構造材質基準	床は、水たまり等のできない平滑で清掃しやすい構造とし、かつ、耐水性材料又は不浸透性材料で造られていること 内壁及び天井は、透き間がなく、清掃しやすく、ちり、ほこり等がたまりにくく、かつ、結露しにくい構造であること	特例措置なし(従前どおりの取扱いとする)  (理由) 食品の安全確保を図る上での基本的要件であるため

【特例措置を講じる規定】

食品衛生法施行条例第3条第1項(別表第4)

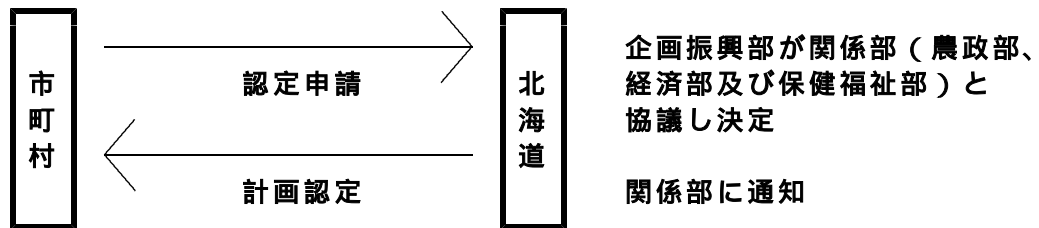
【特例措置を適用する根拠】

食品衛生法施行条例第4条(基準の特例)



(3) 特例措置の適用に関して必要となる手続き等

市町村は、北海道チャレンジパートナー特区計画の認定申請を行うこと。  
 (道は計画内容を審査の上、計画認定等する。)



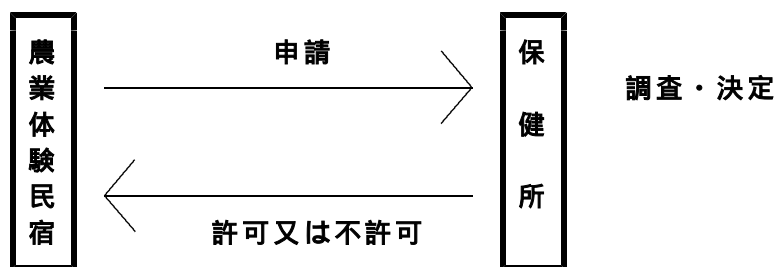
〔計画認定時に、特例措置の適用を受けることを希望する農業体験民宿を特定  
 なお、上記農業体験民宿の追加等を行う場合は、計画の変更認定申請が必要〕

【認定申請に際して必要となる添付書類】

- ・ 農村休暇法第5条に規定する市町村計画
- ・ 市町村の指導・監督体制等に関する要綱及び事業計画など
- ・ 特例措置の適用を受けることを希望する農業体験民宿の名簿
- ・ 当該農業体験民宿が次の要件を満たしていることを証明する書類
  - ・ 農業体験民宿の経営者が農業を営んでいること
  - ・ 宿泊者に農業体験を提供すること
  - ・ 万一の事故等に備えて十分な保険に加入していること
  - ・ 旅館業法第2条第4項に規定する簡易宿所であって、同法第3条第1項による旅館業の許可を受けていること

特例措置の適用を受けることを希望する農業体験民宿の経営者は、所管保健所に飲食店の営業許可を申請すること。

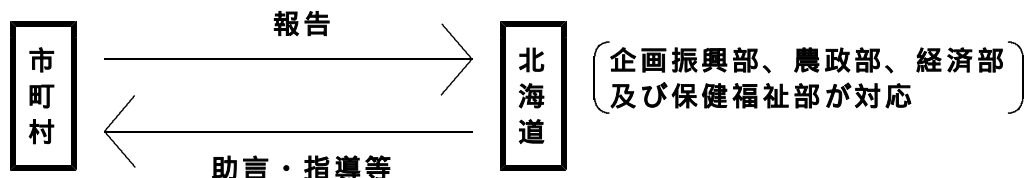
(保健所は調査を行い、許可又は不許可処分とする。)



【許可申請に際して必要となる添付書類】

- ・ 市町村が発行する証明書  
 (認定されたチャレンジパートナー特区計画の中に位置付けられた、特例措置の適用を受けることを希望する農業体験民宿であること)

計画認定を受けた市町村は、道に対して、計画の実施状況等を報告すること(年1回以上)。



## 6 参考資料

### 食品衛生法施行条例（抜粋）

#### （趣旨）

第1条 この条例は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）の規定に基づき、公衆衛生上講ずべき措置に関する基準及び営業の施設の基準を定めるものとする。

#### （営業の施設の基準）

第3条 法第51条に規定する条例で定める基準は、次の各号に掲げる営業の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

（1）政令第35条に掲げる営業（食品の自動販売機を設置して行う営業及び第3号に掲げる営業を除く。） 別表第4に掲げる基準

#### （基準の特例）

第4条 行事、祭り等に際して臨時又は仮設の施設により営業を行う場合その他特別の理由により営業を行う場合であって、衛生上支障がないと認められるときは、その範囲において、前2条に掲げる基準の一部を適用しない。

#### 別表第4（第3条関係）

##### 1 共通基準

##### （1）位置、構造及び面積

イ 施設は、作業場とそれ以外の場所を壁その他衛生上支障のない方法によって区画すること。

##### （2）床、壁、天井、採光及び換気

ア 作業場の床は、水たまり等のできない平滑で清掃しやすい構造とし、かつ、耐水性材料（モルタル、石等水により腐食しにくいものをいう。以下同じ。）又は不透水性材料（コンクリート、タイル、ステンレス鋼等水が浸透しないものをいう。以下同じ。）で造られていること。

イ 作業場の内壁及び天井は、透き間がなく、清掃しやすく、ちり、ほこり等がたまりにくく、かつ、結露しにくい構造であること。ただし、衛生上十分な対策が講じられている場合は、この限りでない。

##### （4）洗浄設備等

ア 製造、加工又は調理を行う作業場の適当な場所に、食品、機械器具及び容器を洗浄する設備並びに給湯設備を設けること。ただし、簡易な調理又は加工のみを行う施設にあつては、給湯設備を設けないことができる。

エ 作業場には、従業員が使用しやすい場所に、専用の流水受槽式手洗い設備（流水式手洗い設備で水を受ける槽があるものをいう。以下同じ。）を設けること。ただし、汚染を防止する措置がとられている食品のみを販売する場合は、この限りでない。

##### （5）設備の数、大きさ、構造及び材質

ア 作業場には、食品及び添加物の取扱量に応じた数及び大きさの作業に必要な機械器具、容器その他の設備を設けること。

##### （12）廃棄物処理及び便所

ウ 便所には、使いやすい位置に、流水受槽式手洗い設備を設けること。

## 2 業種別基準

### (1) 飲食店営業

- ア 施設には、調理場及び区画された前処理する場所を設けるほか、食品の取扱量に応じ配膳する場所を設けること。ただし、衛生上支障がないと認められる場合は、前処理する場所及び配膳する場所を設けないことができる。
- イ 施設に客席を設ける場合は、調理場は、客席と適当な間仕切り等で区画されていること。

#### 【農林漁業者等による農林漁業体験民宿施設の取扱いについて】

(平成17年7月21日)

(食安監発第0721002号)

(都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部(局)長あて厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長通知)

農林漁業者等が農林漁業体験民宿において、食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる場合には、食中毒発生防止等の観点から、食品衛生法に基づく飲食店営業の許可が必要です。

一方、本年7月21日の副大臣会議において、都市と農山漁村の共生・対流の一層の推進の観点から、農林漁業体験民宿の取組の円滑化を図るとされたところです。

つきましては、農林漁業体験民宿に係る各都道府県等が定める施設基準等の許可要件については、各都道府県等において関係部局間で十分に協議を行い、施設の規模、提供される食事の種類、数量等を考慮し、必要に応じ条例改正の検討や弾力的運用を行うなど、適切に対応されるようお願いいたします。

例えば、農林漁業者が既存の家屋で農林漁業体験民宿を開業する場合には、一回に提供する食事数の制限や定期的な食品衛生に関する講習会の受講等により、施設基準の緩和が可能であること等に留意をお願いいたします。

# 農村休暇法の概要

## 1 目的

農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進するための措置等を講ずるとともに、農林漁業体験民宿業について登録制度を実施すること等により、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤の整備を促進し、ゆとりのある国民生活の確保と農山漁村地域の振興に寄与することを目的とする。(法第1条)

## 2 基本方針の策定

- ア 都道府県は、良好な農村の景観を形成していると認められる等の地域についての農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本方針を定めるものとする。(法第4条)
- イ 基本方針においては、農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備と併せて行うことが必要な山村・漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備についても定めることができる。(法第4条)

## 3 市町村計画の作成

- ア 市町村は、基本方針に基づき、農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する計画(市町村計画)を作成することができることとし、市町村計画においては、機能の整備を促進する措置を講ずべき地区(整備地区)の区域、機能の整備に関する方針、農用地その他の農業資源の保健機能の増進を図るための土地利用に関する事項、農作業体験施設等の整備に関する事項を定めるものとする。(法第5条)
- イ 市町村計画においては、整備地区における農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備と併せて行うことが必要な山村・漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備についても定めることができる。(法第5条)

## 4 土地の利用に関する協定の締結

- ア 整備地区内の土地所有者等は、農用地その他の農業資源の保健機能の増進を図るための土地利用に関する協定を締結し、市町村長の認定を受けることができる。(法第6条)
- イ 協定成立後に協定区域内の土地所有者等となったもの及び協定に定められた協定区域隣接地の土地所有者等については、その意志表示のみによって協定に参加することができることとする特例措置を講ずる。(法第6条)
- ウ 協定区域内にある農用地等の農用地区域への編入については、その所有者からの要請制度を設け、要請に基づいて編入を行う場合には、公告縦覧等の手続を不要とする特例措置を講ずる。(法第10条)

## 5 整備計画の作成

- ア 市町村は、農業者の組織する団体が作成した整備地区における農作業体験施設等の整備に関する計画が市町村計画に適合したものであると認めるときは、認定をするものとする。(法第12条)

## 6 国及び地方公共団体による支援措置等

- ア 国及び地方公共団体は、市町村長の認定を受けた計画に従って農業者の組織する団体又はその構成員が農作業体験施設等を整備するのに必要な資金の確保又は融通の斡旋に努めるものとする。(法第13条)

イ 国及び地方公共団体は、市町村計画の実施に必要な事業を行う者等に対する助言、指導その他の援助に努めるとともに、農業生産基盤の整備等の推進に当たり、市町村計画の達成に資するよう配慮するものとする。(法第14条)

7 農林漁業体験民宿業者の登録等(17年度改正)

ア 農林漁業体験民宿業者は、農林水産省が定める基準に従って営業を行おうとするときは、農林水産大臣の登録を受けた登録実施機関が行う登録を受けることができる。(法第16条)

イ 農林漁業体験民宿業者の登録を受けた者は、農林漁業体験民宿業に係る宿泊施設ごとに、その見えやすい場所に、農林水産省が定める様式の標識を掲示するものとし、登録を受けていないものは同一又は類似の標識を掲げてはならない。(法第17条)

ウ 登録実施機関の登録は、農林漁業体験民宿業者の登録実施事務を行おうとする者の申請により行う。(法第18条)

エ 農林水産大臣は、登録実施機関の登録を申請した者がすべての要件に適合しているときは、その登録実施機関の登録しなければならない。(法第20号)

オ 都道府県知事は、農林漁業体験民宿業者を構成員として、農林漁業体験民宿業の適正な運営を確保するための指導等を行う非営利法人を、その申し出により、農林漁業体験民宿業団体として指定することができる。(法第32条)